

秩父市農業委員会 令和7年 第9回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

(1) 開会日時 令和7年9月22日(月)午後2時00分

(2) 閉会日時 令和7年9月22日(月)午後4時10分

(3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階研修室1・2・3

2 会議を組織する委員の定数

(1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

(2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席	●		高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席	●	第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について（3件）

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について（9件）

議案第46号 農用地利用集積等促進計画の意見について（4件）

議案第47号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（3件）

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	黒 澤 美紀子		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	浅 賀 照 夫		主 任	川 上 僚 太	書記
主 査	笠 原 信 之		主 任	平 沼 治 貴	
			主 事	高 野 友 陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和7年第9回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

12番 井原 愛子 委員 及び 13番 新井 一雄 委員 以上、お二人にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 農業用施設の設置について説明します。詳細は記載のとおりでございます。届出者は、7月総会で3条の許可があり、新規就農として移住予定となっております。●●●地内で●●●●●●、●●●●●●、●●等の栽培を行っており、農業用機械並びに農作物等の保管のため届出がされたものでございます。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和7年第9回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について（3件）

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について（9件）

議案第46号 農用地利用集積等促進計画の意見について（4件）

議案第47号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（3件）

以上でございます。 よろしく願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第43号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） 私からは番号1について説明します。

議案書1ページをご覧ください。

本案件につきましては、新規就農により譲受人に所有権を移転するものです。

申請者は現在の所有者●●の農地耕作を手伝い農業経験を積んでいる状況で、今回譲渡により申請地の所有権移転をし、新規就農する予定です。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●● ●●●番●、●●㎡で ●●●● ●●側●●●m位に位置しております。現地を確認したところ、現時点で栽培はされていない状態でしたが、管理されている農地でした。

譲受人は、●●歳で退職後譲渡人の農地の耕作を手伝うなど、●●に別宅を構え週4日程度耕作を手伝っている状況で、今回の申請により農地を所有し、農業を行う計画で、●●●●などを栽培する計画でございます。以上でございます。

事務局（小川主幹） 議案書1ページをご覧ください。私からは番号2について、説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、秩父市●●字●●、畑1筆 計●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は●●●●●●●●●の南東側約●●●m離れた場所に所在する土地です。

譲受人は、申請地の隣に居住しており、現在所有している農地はありません。●●、●●●●、●●●●、●●●●●等の作付けを計画しております。大きな農機具等の取得は予定していません。贈与による所有権移転となっておりますが、当事者は、親戚関係ということではなく、以前から、現地を譲受人が耕作管理をしており、譲渡人の代が変わったのを機に贈与してもらうことになったとの話を伺いました。現地を確認したところ、耕作されておりました。以上でございます。

事務局（笠原主査） 私からは、番号3について、説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●字●● 畑1筆 ●●●㎡で、●●●●●●●●の●●●●●●●●、北西約●●●km付近に位置しており、令和●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は新規就農ですが、譲受人の夫が農地を所有しており、農作業暦は30年ほどあります。

譲受人は、譲渡人の●●でございます。

当申請地は、令和●●年に譲受人が相続しましたが遠方に居住しており、農地の管理は●●●●に居住している譲受人とは別の親族が管理しておりましたが、今後は管理していくことが困難になってくることから、譲渡人と話し合いを行いました。

譲渡人も遠方に住んでおり、今後も農地を管理していくことは難しいため、●●であり比較的近くに居住している譲受人に相談した結果、贈与により譲受人が所有者となり、今後は管理していくことで話がまとまり、この度の申請となりました。

譲受人が保有する農機具は、●●●●●1台、●●●●●1台のほか、●●●●●等も保有しております。作付け計画では、●●などの●●を栽培する計画です。

申請地は隣接に沢があり、農地のほとんどが斜面になっております。何とか平場を確保して農地としての体裁を保っているような状況です。

なお、9月18日に担当委員さんと現地を確認したところ、全体的には保全管理の状態で、一部耕作が可能な場所では、●●や●●●●が作付けされた形跡が確認できました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番新井です。この畑を見せていただきましたけど、日々、整備されておりました。以前もちょっと譲渡人の方からいらかお話を聞いていまして、親戚の●●●が手伝ってくれているということです。●●●●の●●●という事で、本人は子供も連れ合いもいませんので、全ての農地を管理するのも難しく、この家の周りのところだけはちょっと他人ではという事で、●●●●の●●●が来て手伝ってくれるのと伺ってました。いいことが出来たかなと思います。以上です。

1区 今井 和美委員 1区今井です。先日事務局と現地を見に行っていました。土がちょっとやや固そうなところはありましたが、保全管理されてましたので、特に問題はないかと思います。よろしくお願いします。

12番 井原 愛子委員 12番井原です。番号2について説明させていただきます。事務局の説明の通りになるのですが、こちらの場所の方は以前から譲受人の方が耕作していたということで、現地を見たところ、綺麗にいろいろ作物が植え付けられている状態でした。譲受人の方は●●代と高齢なんですけれども、以前から管理していたので所有権の移転ということなので、問題はないかと思います。皆様の意見ををお願いします。

3区 田口 徳行委員 3区田口です。議案2番について説明します。先日小川主幹、井原委員と一緒に現地を確認しました。新規就農という申請です。申請地につきましては譲受人の居住する宅地に隣接しています。以前から借りて耕作しています。実際にだいぶ長く綺麗に耕して作物を作っております。現在は●●だとか●●●●、●●●、●●、●●●とか実際に作付けしていました。有効な利用をしていますので、その為申請はよろしいかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

10番 芦田 希美委員 10番芦田です。番号3について意見を申し上げます。こちらの申請地につきましては、ちょっと変形した狭い農地となっております。草がちょっと少し伸びている状態なので、草刈りなどの手入れが若干必要かなと思います。また作付け計画にも書いてありました●などがちょっとちらほら生えておりますので、耕作は可能かなと思います。

また、譲受人の方がちょっとご高齢ではあるんですけども、遠方の方が管理するっていうことはちょっと難しいという事なので、●●のこちらの近隣の方に管理していただく方が一番いいことだと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5区 新舟 文男委員 5区の新舟です。3番について意見を申し上げます。内容につきましては、事務局説明の通りです。譲渡人は相続によって受けましたけども、都内ですね、現地の所在も把握できないような状態にいると思われます。その間、管理につきましては、●●在住の●●●●が度々来て、すぐそばに実家がありますのでそこで寝泊りをして、やっていたというような状況です。今回のあれで、草だとかそういうものについては若干伸びているんですが、管理をしていた●●●●が高齢だったり、今年の暑さによってですね、例年よりちょっと草が伸びているかなというようなことが見受けられました。先ほど言ったように、現地は斜面ですね、新規就農するには若干大変かなと思いますけども今後、管理していただける人ができたということで、林にならないで済むかなと思っておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

議案第44号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （3件）

議長（横田 友会長） 議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●● 畑2筆 計●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。農地の他に宅地、2筆、計●●●●●●㎡を一体利用し、全体で合計●●●●●●㎡を利用します。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から北西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

申請事由について説明します。申請地は既に宅地の一部として利用されており、平成●年頃には申請人の●がカーポートを、平成●●年頃には申請人が倉庫を設置し利用しておりました。昨年度に隣接地で農地法第5条の手続きを行ったところ、今回の申請地が違反転用であることが発覚し、是正を行うために始末書添付の上でこの度申請に至りました。なお、全体面積が●●●●●●●●㎡ありますが、登記が宅地部分において現況を畑として利用している箇所が●●●●●●㎡あります。この面積を差引くと●●●●●●●●㎡となり、自己用住宅を目的とした転用の上限面積である500㎡以内に収まります。

新たな資金は発生せず、隣接地に耕作者の承諾書が必要となる農地はありません。現地確認したところ、宅地状態でした。以上でございます。

事務局（小川主幹） 続きまして、番号2番について説明します。申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●字●●、畑1筆、●●㎡で、令和●年に売買により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の北側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、進入路用地でございます。

申請事由につきまして、申請人は申請地の相続を受けて、現地を調査したところ、現状は通路であるのに、地目が畑のままであることに気づいて、今回転用申請することになりました。

現地には、申請地に並行して赤道が通っておりますが、その赤道と申請地を合わせてリヤカー、軽自動車を通れるくらいの幅の進入路になっておりました。進入路の奥には、申請人の畑のほか、他の人の畑、山林、墓地等があります。

申請人によりますと、申請人の●●●の時代、100年ほど前から現在のような状況であると推測されるとのことでした。隣接耕作者の同意書と始末書が添付されております。

事務局（高野主事） 続きまして、私からは番号3について説明します。

申請人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●●●字●●●●●、畑1筆、●●●㎡で、一体利用地を含めると計●●●●●●●●㎡です。昭和●●年に相続で取得した土地です。今月の5条の議案第45号8番と同一案件になります。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●号●●●●●●●●●●から西に約●●●mの地点にあります。立地の基準につきましては、●●●●●●●●駅から300m以内の農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は、既存施設の拡張、資材置場、駐車場、事務所、居宅、作業場で、追認案件です。

申請理由ですが、現在申出者は工務店・建材店を営んでおり、申請地は居宅・作業場として、周囲は資材置場、駐車場、事務所としての敷地の一体利用で、昭和●●年ごろから農地法等の届け出がされているのを確認せず、現在まで使用してきたとのことです。申請地は隣接する土地の為、事業を行う上で最適な土地であることから、今後も引き続き同様に利用したいとのことで、始末書の添付のうえ農地転用申請されました。

先日、新井一雄委員さんと現地確認したところ、現地は居宅や作業場として利用されておりました。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 はい、2番吉川です。番号1について意見を申し上げます。

概要については、事務局の説明の通りです。先日事務局と現地を確認をし、まあ違反転用があるということでそこも確認しました。ちょっと気になってる点が、細く道というか、さっき500㎡超える部分で、そっちから道を引く予定だったんですね、以前は、というような形で変な形で残っています。

現況は畑の状態で今使用しているということでその辺が問題ない、それと、始末書添付のうえ関係書類も揃っているのも、よろしいのではないかと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

12番 井原 愛子委員 12番井原です。番号2について説明させていただきます。今回、進入路として使用していたそうです。現地を見たところ、軽トラ1台ほんとに通れるかぐらいの細い通路となっていて、こちらの方は、もう前からそういう形で使っていたということで、今から農地は難しいと思うので、仕方ないかなあとと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

13番 新井 一雄委員 13番新井です。番号3についてご説明ご意見申し上げます。この●●●●が●●●●に面して、古くから●●●●店あるいは、●●●●店を行っていたということですが、この当該土地●●●●平米は居宅一棟分昭和●●●●年頃から自己用住宅として利用していたという事です。本人の認識不足により手続きが遅かったんだということで、始末書が添付されております。次の5条の番号8の申請を行うにあたり判明したということです。●●●●年もの前のことであり、始末書を添付されておりますが、本当にやむを得ない案件かと思えます。皆様のご意見、ご審議をお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第44号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

議案第45号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（9件）

議長（横田 友会長） 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について（9件）を議題とします。本案番号5につきましては、●番 ●●●●委員が譲受人となっており、議事参与の制限にあたる案件となりますので、まず、番号5以外を審議し、その後番号5を審議いたします。事務局に説明させます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号4について説明します。議案書の3ページをご覧ください。まず、番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●●●●●●、畑、3筆、計●●●●●●㎡で平成●●●●年、令和●●●●年にそれぞれ相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から西に約●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用の目的は、貸駐車場です。

申請事由を説明します。譲受人は、申請地の隣接地で自動車販売、車両の点検及び整備を行う会社を営んでおります。この度、整備工場を拡張したことにより、整備車両置場が減少し車両の保管・管理に支障が生じたため、申請地を買受け、会社へ貸駐車場として貸与したいとして申請され

ました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っており、隣接耕作者からは転用に対する承諾を得ております。現地を確認したところ、不耕作状態でした。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●町、田、3筆、計●●●●㎡で令和●●年にそれぞれ相続により取得した土地です。

水路、●●㎡を一体利用し、全体で合計●●●●㎡を利用します。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から南西に約●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、コンビニエンスストアです。

申請事由を説明します。譲受人は、視認性が高く集客が見込めるコンビニエンスストアに適した土地を探していたところ、耕作の意思がない譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

権利の種類は賃借権で資金調達計画も整っており、隣接に耕作者からの承諾書が必要となる農地はありません。現地を確認したところ、不耕作状態でした。

なお、一体利用を行う水路敷については、既に現況はありません。本事業に際し、水路管理者である秩父市から占用許可を受けた上で事業敷地の一部として利用する予定です。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●字●●、畑、1筆、●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から南西●●●メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。譲受人は現在アパートに仮住まいしておりますが手狭となったため、勤務地からほど近い●が所有する申請地へ自己用住宅を建築し移り住みたいとして申請されました。

当該申請地については、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和●●年●●月●●日付で手続きが完了しています。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。また、隣接農地の耕作者からは本申請に対する承諾書が添付されています。現地を確認したところ、不耕作状態でした。

次に番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●字●●、畑、2筆、合計●●●で、昭和●●年に贈与により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から北東●●●メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。譲受人は、現在●●●と一緒に暮らしております。しかし、居住する建物が老朽化していることに加え、●●●の●●●が増え手狭になってきたため、●が所有する申請地へ自己用住宅を建築し移り住みたいとして申請されました。土地の選定理由としては、●●●の居住地からほど近い申請地へ居住することにより、将来的に●●●の介護が容易になることを挙げております。

当該申請地については、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和●●年●●月●●日付で手続きが完了しています。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また隣接に耕作者からの承諾書が必要となる農地はありません。現地を確認したところ、保全管理でした。

黒澤事務局長 番号6番について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●字●●●畑1筆、●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●の●●●から西に約●●●●m離れた場所にあり、立地の

とで、始末書が添付されております。以上3件について、皆さんのご意見、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号番号1から4、番号6から9について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

次に議案第45号番号5番を議題といたします。●●●●委員におかれましては退席をお願いいたします。

（委員の退席を確認）

事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） それでは、5番につきまして説明します。議案書4ページをご覧ください

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●字●●、●●番●及び●●番地、●●●●㎡の内●●●●●●●㎡で、●●●●●から南西に●●m位に位置しております。

申請地は令和●年に取得した土地で、今回●●●●●●●㎡について農地改良を実施し、その後●●●●栽培を計画している土地になります。

立地の基準につきましては、用途区域内であるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、農地内の窪地解消のための農地改良を予定しております。隣接地に、耕作農地はありません。

申請事由ですが、申請地が現況窪地となっていることから、譲渡人が譲受人に依頼し自己所有の農地に客土による農地改良を実施し、●●●●●●建設に適した土地に改良をするものです。改良後は、●●●●●●を建設し●●●●栽培を計画しております。

今回の農地改良については、資材置場建設に伴う表土を客土として使用するため、農地改良に係る費用は発生しないとのことでございます。なお、今回の申請地において、一部事前に客土の搬入があったことから、始末書の提出がでございます。

また、現地での改良工事は現在中止している状況で、許可後再開する予定でございます。

今回の現地確認については、事前着手等もありますので、吉川、新田両副会長に確認をお願いいたしました。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。先日事務局と現地を確認しました。ちょっと農業委員会というより環境とかいろいろと長引いていた案件みたいです。あとちょっと搬入されるとか、問題があったんですけども、始末書添付という事で、●●●●棚を作ってやっていただけるということで、まあやむを得ないと判断させていただきました。私からは以上です。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。今吉川さんの言った通りでございしますが、いろいろあったという話も伺っておるわけですが、今回のこの件に関しましては、農業改良ということで、耕地を是正してっていう事で、もう既に盛土がなされ、事前着工というふうなことでございまして、始末書等添付されておりますし、大きな●●●●農家でもございまして、今後に期待し、非常に広くてですね、いい環境の●●●●畑ができるんじゃないかとそういうふうに思いますので、皆さんご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

4区 富田 典孝委員 4区富田です。ちょっと後学のために教えて欲しいんですけど、これ一時転用ってということですが、よくあの工事車両が畑を借りて一時的に工事車両を止めさせて欲しい

っていう事で、よく上がってくるのが一時転用だと思うんですけどそれとは違うんですね。これは農地を地盤改良するために一時的に農地から外すという認識でいいでしょうか？

事務局（浅賀参与） 今委員さんのご質問の関係で、まずは一時転用っていうのは、そこを駐車場に使うとか、何か工事のために一時的に使うっていうものではなく、この案件につきましては、●●●●畑を作るためにその農地を改良することなんで、一時的にダンプで土を持ってきてそのときにダンプが中に入るってことはあるんですけど、そこにずっと置くということではないので、それとは違うという形になります。

農地改良期間は、農地で使用できない状態となるので、地盤改良の間一時転用となります。許可前に土の搬入の経緯があり、始末書添付で対応させていただいております。

4区 富田 典孝委員 はい。農地改良するのは届け出が必要だという話ですね。

事務局（川上主任） 補足いたしますと、今回の転用目的は農地改良で富田委員さんおっしゃる通り、一時転用です。通常、工事期間が1ヶ月未満、または、盛土を行う面積が1,000㎡未満の農地改良であれば届出で構わないんですけども、工事期間が1ヶ月以上、または面積は1,000㎡を超える際は農地転用の手続きをいただく必要がございます。農地改良で転用手続きを行う趣旨としましては、工事期間中は農地として使えなくなるため、届出の範囲を超えた農地改良については、転用申請を出していただくことになっております。

4区 富田 典孝委員 今回の計画では工事期間が2ヶ月という認識でいいでしょうか？

事務局（川上主任） そのとおりです。

3区 小久保 健司委員 今の事なんだけど、譲渡人と、譲受人が、これ譲受人が2ヶ月間工事をするっていうことで理解したんでいいの。はい、わかりました。

議長（横田 友会長） 他によろしいですか

8番 黒沢 昌治委員 随分広い面積ですが、何立米くらい入るんですか。平均高さは。

事務局（浅賀参与） 今回改良に関してはですね、でこぼこがあったところ、元の土地の高さを1回均してから土を入れるという形で、平均して入れるのが60センチぐらい。あの均した後に入れる新しい土量は●●●●●●●●立米の予定です。

7番 豊田 恵男委員 今までの説明でわかったようなわからないような、●●●●さんが譲受けないと、工事が、土地改良はできないんですか、この2か月。2か月間譲受るわけですよね。新井範さんが、例えば土地改良でやったという申請だけじゃ駄目なんですか。その辺がちょっとわかりずらかったんで。

事務局（川上主任） 今回手続き上は●●●●さんが譲受人になってるんですけど、こういった農地改良を目的とした一時転用の場合は、土地の権利等が一時的に移るということではありません。

7番 豊田 恵男委員 もしうちがやる場合は、請け負ってくれた業者さんに一旦譲り受けてもらって、土地改良するという。

事務局（川上主任） 農地転用の申請上、譲受人に設定する必要があるという事ですね。

7番 豊田 恵男委員 はい、わかりました。

3区 小久保 健司委員 これ、どっから持ってきたんですか

事務局（浅賀参与） 場所は●●●●地内で、発生場所は資材置場を作るときに上の方の畑の表土は資材置場には適さないというのでそれを持ってきて入れるという事です。

議長（横田 友会長） 他によろしいですか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号番号5について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

新井委員におかれましては 席にお戻りください。

（委員の着席確認）

暫時休憩とします。再開は3時25分といたします。

・・・休憩・・・

議案第46号 農地法第2条第1項に規定す農用地利用集積等促進計画の意見について
(4件) 上程

議長(横田 友会長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第46号を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局(川上主任) 私からは番号1から番号4について説明いたします。番号1から4については、借受人が同一で関連がありますのでまとめて説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和7年9月2日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の4ページをご覧ください。

申請地は、●●●字●●、畑、5筆、●●、畑、2筆、●●●、畑、2筆、合計9筆、●●●●●
㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●から南西●●●m付近に位置しております。

利用権を設定する期間は、令和●年●●月●日から10年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では牧草及び●●を栽培する予定です。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人が経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は300日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。

現地を確認したところ、8割は耕作、残りの2割は保全管理となっております。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 はい8番黒沢です。先日担当推進員の齊藤さんと私で現地の確認に参りました。番号1ですが、2筆で●●●●㎡で、現地を確認しところ、保全管理状況でした。2番ですが、4筆、合計で●●●●㎡、これも同じく保全管理状況でした。番号3ですが、2筆で、●●●●㎡、保全管理状況でした。番号4ですが、1筆で●●●●㎡、10アール当たり、●●●●円で。秩父市内における譲受人の経営地は●●●の土地改良区で、今年2年目ですが、●●を今年も作っております。地区では作付けは●●と●●です。特に問題はないかと思うんですが、皆様のご審議をお願いします。

4区 齊藤 稔委員 4区推進員齊藤です。先日現地を確認してきました。一部耕作していましたが、後は草を刈ってある保全管理状況でした。特に問題はないかと思いますので、ご審議をお願いします。以上です。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

(休憩を求める声あり)

議長（横田 友会長） それでは、休憩といたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他にご質問等はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号について、市長からの申出のとおり決定することに賛成をする諸君する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって本案はそうのように決しました。

議案第47号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（3件）上程
議長（横田 友会長） 次に議案第47号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（9件）を議題とします。事務局に説明させます。

事務局（浅賀参与） 私からは、1番について説明をいたします。

申請地は●●●字●●●畑●●●●㎡で農地法施行(昭和27年10月21日)以前に●●●●●●●が建てられていた土地で、農地法施行以前にすでに建物が有り、農地法施行前にすでに農地ではなかった土地であるとの申請があり、農地法の農地に該当しない、非農地に判断をご審議いただく土地になります。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●● 北西に側●●●m付近に位置しております。

本件は、この土地が農地法施行前にすでに農地ではなかった事の確認をお願いするもので、農地法施行前にすでに農地ではなく、農地法上の農地に該当しない農地で、非農地状態であったことによる、非農地証明をお願いするものです。

農地法施行前の非農地判断の主な基準としては、農地法施行前から非農地である事、その土地が耕作されていない事、農地法施行前から継続して非農地である事等が該当基準と考えられます。土地の所有者から非農地判断について申し出があり、新井委員さん、吉川委員さん、新田委員さんに申請書類と現地の確認をお願いいたしました。

提出書類によると、昭和23年に米軍が撮影した航空写真に●●●周辺の写真があり、●●●、●●●●●●等と一緒に申請地に建物が確認できる状況でございました。

また、添付書類には昭和●●年●月の●●●●●●●●●●、解体前及び解体写真の添付があり、昭和●●年●月には、老朽化した●●●●●が確認できます。

この2点により、申請地には農地法施行前に建物が建っており、非農地状態であった事が容易に推測できます。

現地は、現在●●●●●●があり、●●●●●解体後●●●●●●が建設され、引き続き非農地状況でございます。

申請資料を確認すると、農地法施行以前から建物が建っており、農地でない状況であったと思われますので、ご判断をお願いいたします。 以上でございます。

黒澤事務局長 私からは、番号2、番号3について説明をいたします。

まず、番号2ですが、申請地は●●字●●●、畑、7筆、●●●●●●㎡、田、1筆、●●●㎡、合計●●●●●●㎡で平成●年に申請者が売買等により取得した土地となります。

平成●年当時、●●●●●●●●●●は今回の申請地を管理事務所、資材置場、駐車場として5条の転用許可を受けていたのですが、その後事業が実施出来なくなり、今登記簿上、農地のままとっております。

案内図をご覧ください。申請地は ●●●●●●●●から南東●●●m付近に位置しております。本件は、土地の所有者から非農地判断について申し出があり、この土地が農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第2条 第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。以上2点について、確認を行いました。

9月11日に豊田委員、栗原推進委員、関根推進委員と現地を確認して参りました。申請地は、●や●●●が多く生えており、雑草、笹も繁茂し山林の様相を呈しており、公図では赤道があるハズなのですが、地面は木の根っこがはびこり、やぶになっていて通る事は出来ませんでした。隣接する山林と一体化しており、農地に復元することが著しく困難であるように見受けられました。

次に番号2について説明します。申請地は ●●字●●、畑、1筆、●●●㎡で平成●年に申請者が交換により取得した土地となります。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から南西●●●m付近に位置しております。先ほどの番号1と併せて担当委員さんと現地を確認しました。非農地の判断基準等についての考え方は、番号1と同様です。

申請地は、山林の中にポツンと1筆だけあることもあり、周囲の山林と一帯化していて、傾斜地となっており、3メートル以上もある草に覆われ、雑木が多く生えており、雑草も一帯に繁茂している状況で、山林の様を呈しており、農地に復元することは著しく困難な状況でした。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番新井です。事務局のご案内の通りだと思います。私が常に当時は学校に行くなど、元々この●●●●●という昔の●●●からできた●●の時代の産物であるんだと思います。椎茸を家でやっていた40年ぐらい、私が思うので40年なんですけれどもそれ以前に、昭和30年から親父が椎茸を作ってたという。●●に詰めて置いとくと集荷場で、●●が全部集荷してもらってってくれるっていう時代からの●●●●●があって、私がちょうど中学生ぐらいのとき●●●●●が合併してたんで●●●●●は現在は存在してないんですが、●●●●●の方に移転をして、ここがその後、●●●●●になったという経緯は全部知ってます。この脇の道路をずっと通いながら●●●●●に通ったのが昭和40年代初頭のそれ以前の●●●●●の方が昭和30年代、全部その頃まで●●●●●があった。はいご案内の通りのことだと思います。それ以降は皆様のご判断にお願いするという形になるかと思いますが、よろしくお願いします。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。先日事務局と現地を確認しました。先ほど事務局の説明のとおり、新井委員さんが言った通りになるんですけども、同じようなことになりましたが、元々、今現在は●●●●●が使っていない状態で、建ってる状態ということで、これから壊すという計画があるということは聞いております。先程の農地法の改定以前の事で、非農地判断、その当時は非農地でという事で、今回の案件ですが、やむを得ない。皆さんご審議をよろしくお願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。意見を申し上げますが、先ほど事務局または委員さんの御説明の通りとなるわけなんです、昭和23年にですね、米軍が写した航空写真で、これは建物が建っているということで、80年ですかね。そうなるわけなんです、私も意見といたしましてはですね、●●●●●とか、昭和●●年に●●●●●が建ってるということは、両方とも公共性を有する機関ということに関係してると思うんですが、そういうところが現況が宅地だと思うんですけども、畑であってですね、登記がなぜできてないのかと、こういうことが挙げられるんじゃないかと思います。農地法の制定前から建物があるということで、やむを得ないかなと思いますけれども、一つ疑問が残るかなというふうに思います。以上です。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。47号、2番、3番についてご説明いたします。黒澤事務局長の説明の通りで、写真の通りに、樹木等が生えてまして、確かこの土地というのは●●●●●さんが昔、粘土を取りたいというので、土地を買収しちゃってっから、ここに行く道までも確保

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって農地に該当しないと判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和7年第9回定例総会を閉会いたします。